

## Chap. 6

# 国は自治体のしごとに関与のしくみ

## 1 関与の三原則

### (1) 関与とは

本章は技術的な規定の解説ばかりで、いきなり内容が難しくなって戸惑うかもしれません。正直に言えば、本章の内容が理解できなくとも当面の実務に支障はないと思います。しかし、国と地方のやり取りのルールは、地方自治法の真髄です。初めて学ぶ方は、この本を一通り読み終わってから読むことをお勧めします。

さて、自治事務と法定受託事務を区別する最大の意義は、自治体に対する国の関与方法（第2号法定受託事務においては、市町村に対する都道府県の関与方法）が異なる点にあります。関与とは、自治体の事務処理に関する国（都道府県）の行政機関の行為のことで（法245条）。簡単に言えば、その事務の根拠法令を所管する各大臣が、自治体のしごとのやり方にあれこれと口を出すことを、関与とよぶわけですが。以下では、第1号法定受託事務を念頭に説明します。

国には、自治体により事務が適正妥当に行われているかどうか、地方行政に対して関与することが認められています。しかし、好きなように関与できるわけではなく、「地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるように」（法1条の2第2項）、様々な原則や要件に従わなければなりません。

特に重要なのが、①法定主義の原則、②一般法主義の原則、③公正・透明の原則です。これらは関与の三原則とよばれ、それぞれ、行政法学の一般法理である①法律の留保（＝権限行使の局面の明確化）、②比例原則（＝権限の抑制的な行使）、③適正手続（＝公正・透明な権限行使）に対応しています。ただし、行政法学の一般法理が行政（国・自治体）と私人との関係を定めているのに対して、

関与の三原則は国と自治体の関係を定める点が異なっています。関与の三原則と行政法学の一般法理がよく似ているのは、行政と私人との間にある大きな力関係の格差が、国と自治体との関係でも同様に及んでおり、法律によって格差の是正に取り組みなければならないと考えられたからです。

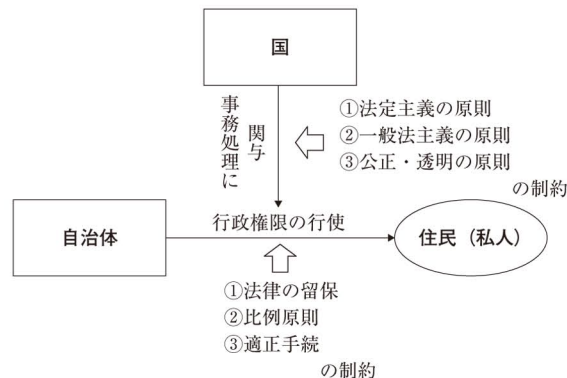
### (2) 原則その1——法定主義の原則

国（都道府県）は、法律またはこれに基づく政令（法令）の根拠がなければ、自治体の事務処理に対する関与を行ってはいけません。これを**法定主義の原則**とよびます（法245条の2）。機関委任事務の時代に認められていた一般的・包括的な指揮・監督権は廃止されて、法令に基づく関与が求められています。

なぜ機関委任事務の時代は一般的・包括的な指揮・監督権が認められていたのかといえば、（機関委任事務を執行する限りにおいて）自治体の長が国の大臣の下級行政機関であったためです。上司が部下に指示を出すのに、いちいち法令の根拠は不要です。機関委任事務が廃止された現在は、国の大臣と自治体の長は対等・独立の関係にあるので、法令の根拠がなければ、事務処理の仕方について口を出してはならないのです。

みなさんも、上司の指揮・監督を受けることには納得できても、同じ地位の

図5 国、自治体、住民（私人）の関係



(注) 国が私人に対して行政権限を行使する局面については割愛した。